

奈良県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和七年五月二日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥 修	大和郡山市横田町二七〇一
〃	乾 貞夫	〃 新庄町二三五
〃	奥 隆至	〃 横田町八四六
〃	岡田 清治	〃 〃 一二六九
〃	福田 勝己	〃 〃 一二八一
〃	浅井 宏章	〃 櫛枝町一一九
〃	中田 宜伸	〃 伊豆七条町二二七
〃	奥家 美徳	〃 横田町八二八
〃	西田 昭男	〃 櫛枝町五〇二
〃	榎本 廣一	〃 伊豆七条町二三四
〃	植村 卓司	〃 横田町一〇一一一
監事	浅井 博明	〃 新庄町三二六〇二
〃	茶谷 勉	〃 横田町八八三
〃	辻 敏弘	〃 伊豆七条町六七
〃	楠見 繁博	〃 横田町一八三〇一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥 修	大和郡山市横田町二七〇一
〃	乾 貞夫	〃 新庄町二三五
〃	奥 隆至	〃 横田町八四六
〃	福田 勝己	〃 〃 一二八一
〃	仲井 房孝	〃 〃 八二三〇一
〃	浅井 宏章	〃 櫛枝町一一九
〃	中田 宜伸	〃 伊豆七条町二二七

〃 〃 〃 監事 〃 〃 〃 〃

楠見 辻 茶谷 浅井 植村 榑本 西田 奥家
繁博 敏弘 勉 博明 卓司 廣一 昭男 美徳

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

横田町八二八
櫟枝町五十二
伊豆七条町二三四
横田町一〇一一一
新庄町三二六十二
横田町八八三
伊豆七条町六七
横田町一八三一